

国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績及び取組状況について【暫定版】

国及び独立行政法人等について、各機関が環境配慮契約法第8条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ・公表の上、環境大臣に報告している¹。基本方針に定められた6つの契約類型別の契約締結実績の推移及び取組状況等（暫定版）は、以下のとおりである。

1. 電気の供給を受ける契約

国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の契約締結実績の推移、取組状況等については、以下のとおり。

(1) 契約件数及び予定使用電力量

平成26年度の国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約の締結実績は、表1のとおりである。締結件数では68.4%、予定使用電力量では62.8%が環境配慮契約（裾切り方式による入札。環境配慮契約実施不可能²分を除く）であった。

表1 平成26年度における電気の供給を受ける契約の締結実績（契約件数・予定使用電力量）

		総数（合計） ※入札（裾切り方式）によらない場合を含む (a)	環境配慮契約（裾切り方式）を実施した件数・予定使用電力量 (b)	環境配慮契約を実施可能であったが未実施の件数・予定使用電力量 (c)	環境配慮契約の実施が不可能であった件数・予定使用電力量 (d)	環境配慮契約の割合（実施不可能分を除く） (b) / {(a)-(d)}
件数 (件)	国の機関	2,207	1,639	288	280	85.1%
	独立行政法人等	1,430	410	660	360	38.3%
	合計	3,637	2,049	948	640	68.4%
予定使用電力量 (百万 kWh)	国の機関	2,643	2,064	342	236	85.8%
	独立行政法人等	7,085	2,328	2,255	2,502	50.8%
	合計	9,727	4,393	2,597	2,738	62.8%

注1：「環境配慮契約の実施が不可能」は、電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域を含む）が該当

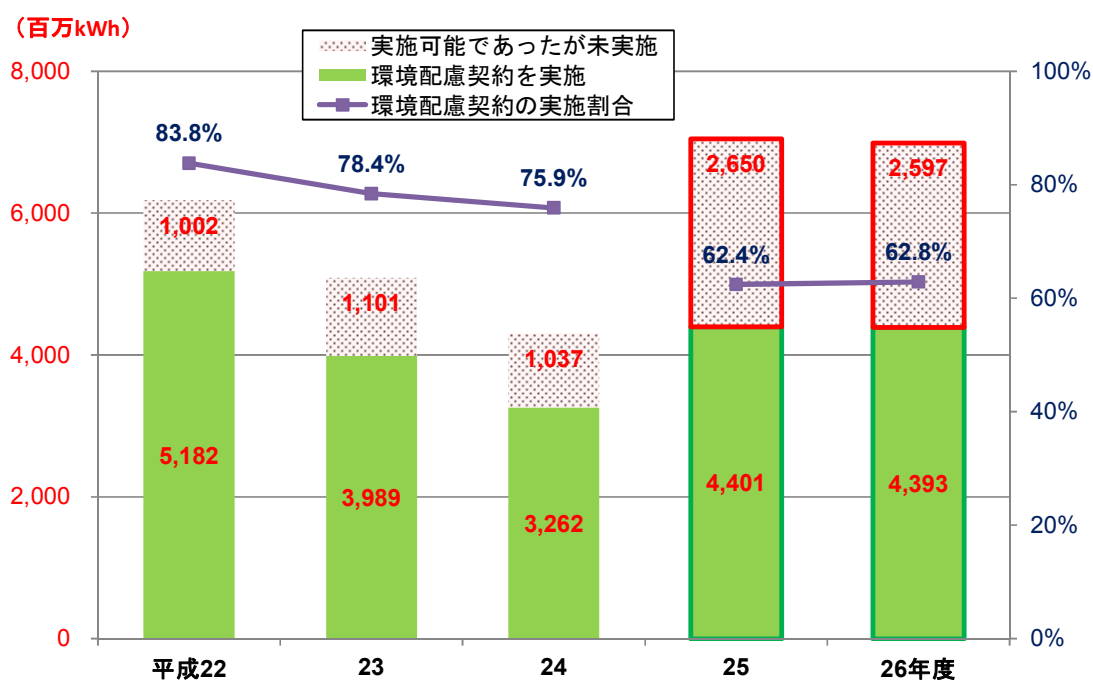
注2：予定使用電力量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

¹ 締結実績は法施行時期等の関係で平成20年度以降順次概要がとりまとめられている。ただし、環境配慮契約法は、平成19年11月22日施行のため、平成19年度の締結実績については一部省庁等で試験的に把握したのみである。また、例えば平成20年度の電気の供給を受ける契約については19年度中に契約を締結する施設も多くあり、実績として把握できない場合がある。

² 「電力供給事業者が3者に満たない」場合を環境配慮契約の実施が不可能としている。なお、50kW未満の契約、賃貸ビル等への入居であり直接契約をしていない場合は調査の対象外としている。

また、電気の供給を受ける契約及び環境配慮契約の実績の推移は、図1のとおりである。平成26年度において契約された予定使用電力量（環境配慮契約実施不可能分を除く）は6,990百万kWh、そのうち4,393百万kWhが環境配慮契約であり、平成25年度の環境配慮契約の実施割合とほぼ同水準であった。

なお、平成25年度実績調査から調査対象等を変更しており、平成24年度以前の実績調査とは直接比較ができない³。



注1：平成25年度から調査票を変更している

注2：沖縄電力供給区域は除く

図1 電気の供給を受ける契約の締結実績の推移（環境配慮契約実施不可能分を除く）

（2） 環境配慮契約の未実施の理由

「電力供給事業者が3者に満たない」以外の環境配慮契約の未実施の理由としては、以下のような事由があげられている。

- 特別な契約等により、安価な契約が可能（大学、研究施設など）
- 業者指定による長期継続契約のため（大学、病院など）
- 電気の安定供給を懸念したため
- 新電力の応札が見込めないため

2. 自動車の購入等に係る契約

国及び独立行政法人等における自動車の購入等に係る契約の契約締結実績の推移、取組状況等については、以下のとおり。

³ 平成25年度及び26年度の実績は予定使用電力量で、平成22年度から平成24年度は総使用電力量であること、調査内容を変更したことに留意が必要である。

(1) 契約締結実績及び取組の推移

① 自動車の購入

国及び独立行政法人等の自動車の購入台数及び環境配慮契約（総合評価落札方式）による購入台数の推移は、表2及び図2のとおりである。

表2 自動車の購入に係る契約の締結実績の推移

区分	内訳	平成20	21	22	23	24	25	26年度
国の機関	自動車の購入台数	4,240台	4,159台	1,425台	1,091台	1,043台	1,893台	2,189台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,126台	3,676台	1,340台	957台	860台	1,668台	2,025台
	総合評価落札方式の割合	26.6%	88.4%	94.0%	87.7%	82.5%	88.1%	92.5%
独立行政法人等	自動車の購入台数	254台	258台	405台	757台	502台	371台	280台
	うち総合評価落札方式によるもの	90台	109台	290台	601台	352台	234台	203台
	総合評価落札方式の割合	35.4%	42.2%	71.6%	79.4%	70.1%	63.1%	72.5%
合計	自動車の購入台数	4,494台	4,417台	1,830台	1,848台	1,545台	2,264台	2,469台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,216台	3,785台	1,630台	1,558台	1,212台	1,902台	2,228台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	85.7%	89.1%	84.3%	78.4%	84.0%	90.2%

注：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

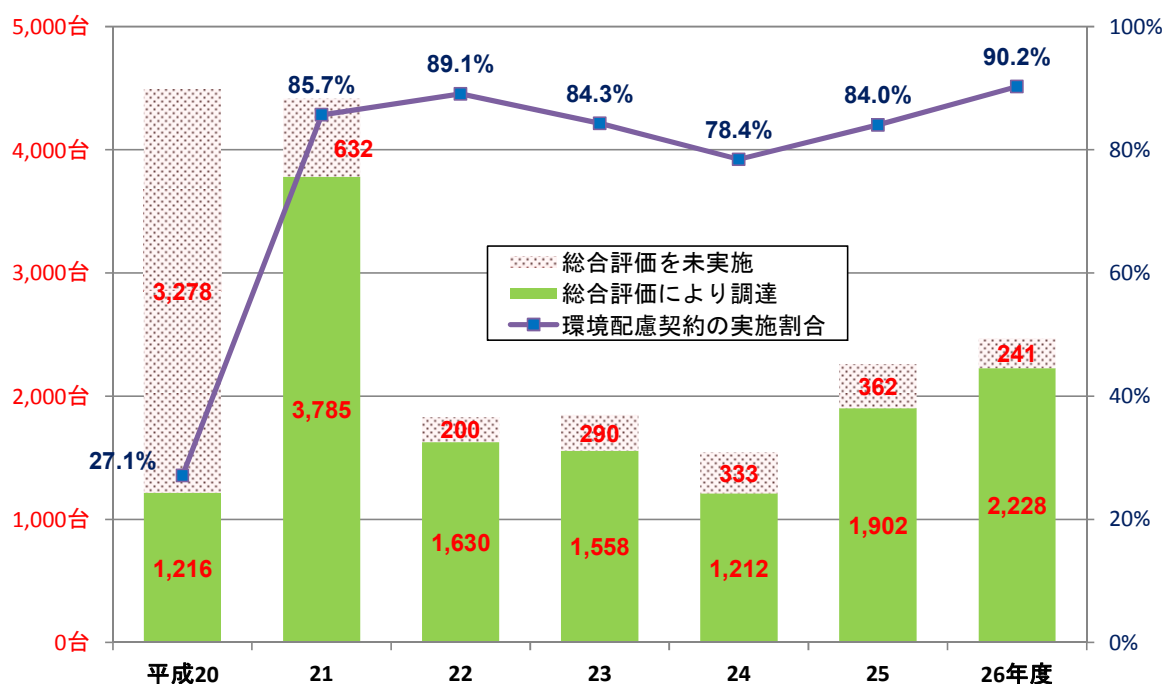


図2 環境配慮契約の実施状況の推移（自動車の購入）

総購入台数に占める環境配慮契約の実施の割合は、平成20年度は27.1%と低い状況⁴であったが、平成21年度以降は、21年度85.7%、22年度89.1%、23年度84.3%、24年度78.4%、25年度84.1%と毎年度8割程度ないし8割を上回る契約締結実績となっており、平成26年度にはこれまで最高の90.2%となった。自動車の購入に係

⁴ 平成20年度においては、環境配慮契約法に基づく総合評価落札方式の仕様書の作成等に時間を要し、実際の発注に間に合わなかった機関があった等の理由による。

る契約において総合評価落札方式が広く採用されている状況にある。

② 自動車の賃貸借

平成22年度から26年度における国及び独立行政法人等の自動車の賃貸借台数及び環境配慮契約（総合評価落札方式）による賃貸借台数は、表3及び図3のとおりである。

平成26年度の自動車の賃貸借に係る契約における環境配慮契約は、特に国等の機関において平成25年度に比べ、実施割合・調達台数ともに大幅に増加している。また、総合評価落札方式による調達台数は、平成22年度に自動車の賃貸借に係る契約が追加されて最も多い台数となっている。

表3 自動車の賃貸借に係る契約の締結実績の推移

区分	内訳	平成22	23	24	25	26年度
国の機関	自動車の賃貸借台数	473台	311台	278台	804台	863台
	うち総合評価落札方式によるもの	165台	47台	191台	69台	352台
	総合評価落札方式の割合	34.9%	15.1%	68.7%	8.6%	40.8%
独立行政法人等	自動車の賃貸借台数	556台	520台	363台	347台	398台
	うち総合評価落札方式によるもの	114台	126台	169台	120台	139台
	総合評価落札方式の割合	20.5%	24.2%	46.6%	34.6%	34.9%
合計	自動車の賃貸借台数	1,029台	831台	641台	1,151台	1,261台
	うち総合評価落札方式によるもの	279台	173台	360台	189台	491台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	20.8%	56.2%	16.4%	38.9%

注1：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

注2：賃貸借台数から短期間のレンタル（いわゆるレンタカーの利用）は除外

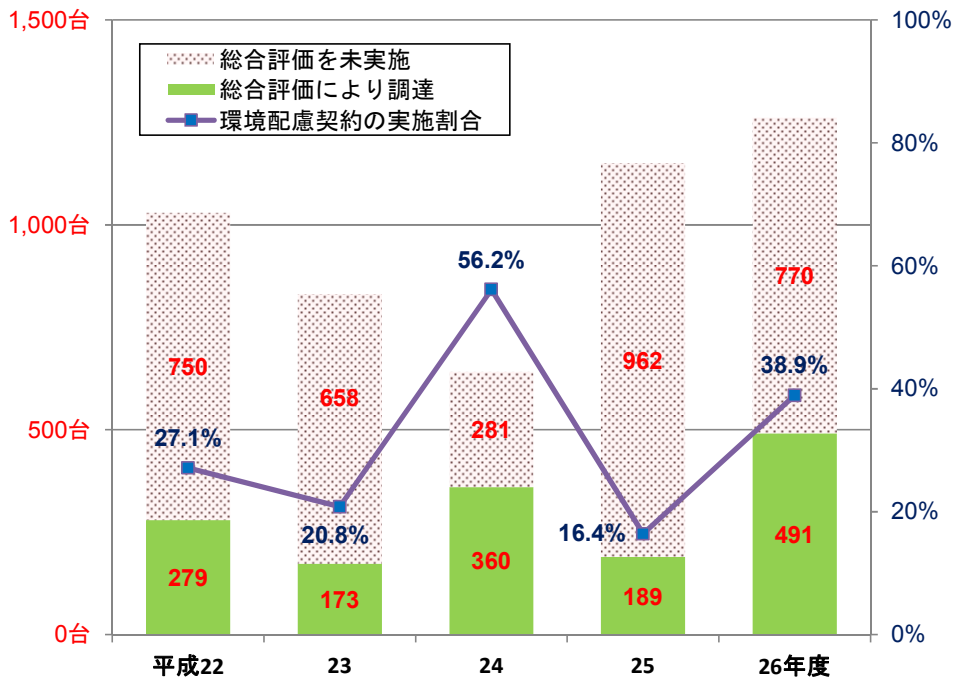


図3 環境配慮契約の実施状況の推移（自動車の賃貸借）

(2) 環境配慮契約の未実施の理由

環境配慮契約の未実施の理由別の台数は調査していないが、主な理由として、以下のような事由があげられている。

- 仕様を満たす車種が1種類しか存在しないため
- 寒冷地所在の場合、要求仕様である4WDはハイブリッド車による対応が困難であり、ガソリン車に限定されるため
- 契約期間1年のマイクロバスの賃貸借契約であり、マイクロバスは車種間の燃費の差が小さいため
- 要求する仕様に合った車種が稀少であるということ及び予算状況を考慮した結果、総合評価方式を実施しなかった
- 競合車種は環境性能差が少なく、仕様書においてもグリーン購入法への適合や燃費性能等について環境性能へ配慮した調達としたため
- ハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の次世代型自動車であることを要件としており、最低価格による一般競争入札を実施したため

3. 船舶の調達に係る契約

船舶の調達に係る契約は、平成22年度より環境配慮契約法基本方針に位置づけられた。国及び独立行政法人等の船舶の調達に係る契約締結実績は、以下のとおり。

(1) 契約締結実績及び取組の推移

① 環境配慮型船舶プロポーザル方式の実施状況

国及び独立行政法人等における船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数及び環境配慮型船舶プロポーザル方式の推移は、表4のとおりである。

表4 船舶の調達に係る契約の締結実績の推移（概略設計又は基本設計）

区分	内訳	平成22	23	24	25	26年度
国の機関	総数	2件	3件	1件	6件	4件
	うちプロポーザル方式を実施 (環境配慮型船舶プロポは未実施)				2件	0件
	環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施	0件	0件	0件	1件	0件
独立行政法人等	総数	1件	2件	1件	4件	1件
	うちプロポーザル方式を実施 (環境配慮型船舶プロポは未実施)				1件	0件
	環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施	0件	0件	1件	0件	1件
合計	総数	3件	5件	2件	10件	5件
	うちプロポーザル方式を実施 (環境配慮型船舶プロポは未実施)				3件	0件
	環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施	0件	0件	1件	1件	1件

平成22年度及び23年度における船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は合計で8件であったが、環境配慮型船舶プロポーザル方式による調達は実施され

なかった。平成 24 年度においては、船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数 2 件中 1 件が、平成 25 年度においては同発注件数 10 件中 1 件が環境配慮型船舶プロポーザル方式により調達されている。

平成 26 年度においては、船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は 5 件あり、そのうち環境配慮型船舶プロポーザル方式により 1 件の調達が実施された。

なお、平成 25 年度の実績調査より、プロポーザル方式を実施したものの環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施していない件数について調査しており、平成 25 年度は 3 件、平成 26 年度はなかった。

② 小型船舶（推進機関のみの場合を含む）の調達

国及び独立行政法人等における小型船舶（推進機関のみの調達を含む。以下同じ）の調達件数及び環境配慮契約の実施件数の推移は、表 5 及び図 4 のとおりである。

表5 船舶の調達に係る契約の締結実績の推移（小型船舶）

区分	内訳	平成22	23	24	25	26年度
国の機関	小型船舶の調達件数	101件	145件	25件	16件	26件
	環境配慮契約以外の入札によるもの				6件	6件
	随意契約				1件	0件
	環境配慮契約によるもの	7件	7件	19件	9件	20件
独立行政法人等	小型船舶の調達件数	12件	15件	10件	7件	5件
	環境配慮契約以外の入札によるもの				4件	1件
	随意契約				1件	3件
	環境配慮契約によるもの	2件	2件	2件	2件	1件
合計	小型船舶の調達件数	113件	160件	35件	23件	31件
	環境配慮契約以外の入札によるもの				10件	7件
	随意契約				2件	3件
	環境配慮契約によるもの	9件	9件	21件	11件	21件

平成 22 年度は小型船舶の調達総件数 113 件のうち 9 件（8.0%）、平成 23 年度は同件数 160 件のうち 9 件（5.6%）、平成 24 年度は同件数 35 件のうち 21 件（60.0%）、平成 25 年度は同件数 23 件のうち 11 件（47.8%）が、それぞれ燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であった。

平成 26 年度においては、小型船舶の調達総件数 31 件のうち 21 件（67.7%）が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であり、平成 24 年度の契約実績において環境配慮契約の実施割合が大きく伸長したところであるが、25 年度に引き続き 26 年度も環境配慮契約による調達が多く実施された。

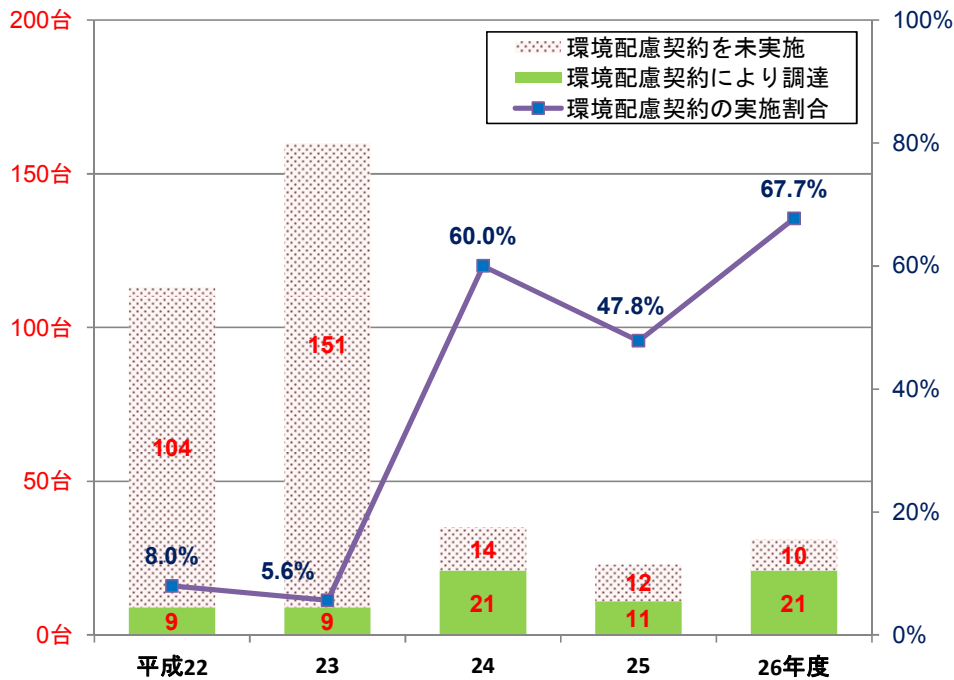


図4 環境配慮契約の実施状況の推移（小型船舶）

（２）環境配慮契約の未実施の理由

船舶の概略設計又は基本設計に関する発注に当たって環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施しなかった理由を平成22年度から26年度までの22件についてみると、「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」が12件、「温室効果ガス等の排出の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない」が4件、その他が6件となっている。

また、小型船舶の調達において環境配慮契約を実施しなかった理由としては、以下のような事由があげられている。

- 救難艇のため他の項目が優先された
- 船舶の用途上推進機関の性能を重視する必要があったため
- 故障した船外機の代替品の調達のため

4. 省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約

国及び独立行政法人等における省エネルギー改修事業（ESCO事業及びフィージビリティ・スタディ）に係る契約締結実績の推移等については、表6のとおりである。

フィージビリティ・スタディの実施件数は、平成20年度には20件であったが、21年度3件、22年度1件と減少し、23年度には0件となったが、24年度には9件、25年度には3件、26年度には3件実施され、24年度は9件中6件が、25年度及び26年度はともに3件すべてがESCO事業の導入可能性有と判断された。

また、平成20年度以降のESCO事業の実施件数は、平成20年度9件、21年度3件、22年度3件、23年度1件、24年度5件、25年度7件、26年度4件と7年間で計

32 件であり、ESCO 事業の実施主体は、独立行政法人及び国立大学法人が 31 件となっている。

なお、平成 26 年度において、ESCO 事業の導入促進方策の一つとして、事例集⁵をとりまとめたところであり、今後の活用及び ESCO 事業の導入促進が期待される。

表6 省エネルギー改修事業に係る契約の締結実績の推移

区分	内訳	平成20	21	22	23	24	25	26年度
国の機関	フィージビリティ・スタディの実施件数	14件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	ESCO事業実施件数	0件	1件※	0件	0件	0件	0件	0件
独立行政法人等	フィージビリティ・スタディの実施件数	6件	2件	1件	0件	9件	3件	3件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件	6件	3件	3件
	ESCO事業実施件数	9件	2件	3件	1件	5件	7件	4件
合計	フィージビリティ・スタディの実施件数	20件	3件	1件	0件	9件	3件	3件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件	6件	3件	3件
	ESCO事業実施件数	9件	3件	3件	1件	5件	7件	4件

※発注手続を行ったが参加者なしのため不調となり契約に至っていない

5. 建築物の設計に係る契約

国及び独立行政法人等における建築物の設計に係る契約締結実績の推移、取組状況等については、以下のとおり。

(1) 契約締結実績及び取組の推移

国及び独立行政法人等の建築物の設計に係る契約締結実績は、表 7 及び図 5 のとおりである。

環境配慮型プロポーザル方式の実施件数は、大規模改修工事を含めると 22 年度 215 件、23 年度 279 件、24 年度 360 件、25 年度 397 件と年々増加してきたが、平成 26 年度は 152 件と前年度比では大きく減少している。また、平成 22 年度においては新築に係る設計業務 196 件中のうち 124 件 (63.3%)、23 年度においては 220 件のうち 142 件 (64.5%)、24 年度においては 282 件のうち 136 件 (48.1%) が環境配慮型プロポーザル方式を実施している。

平成 20 年度から平成 24 年度においては、競争入札も含め建築物の設計業務全体を対象としているが、平成 25 年度実績からはプロポーザル方式を実施した建築物の設計業務を対象としており、25 年度が 224 件のうち 178 件 (79.5%)、26 年度は実施割合がやや下がったものの、103 件のうち 69 件 (67.0%) が環境配慮型プロポーザル方式を実施している。

⁵ 特に、今後 ESCO 事業の導入が見込まれる独立行政法人等において事業実施に有効な情報の共有を図ることを目的として、ESCO 導入事例の具体的な発注手続や運用方法等の事例を収集し、「ESCO 導入事例集」を作成した。

また、大規模改修工事における環境配慮契約の実施件数は、平成 22 年度 91 件、23 年度 137 件、24 年度 225 件、25 年度 219 件、26 年度 83 件となっている。

表7 建築物の設計に係る契約の締結実績の推移

区分	内訳	平成20	21	22	23	24	25	26年度
国の機関	建築物の建築に係る設計業務総数			66件	51件	84件	171件	87件
	プロポーザル方式の実施件数						40件	42件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	43件	55件	30件	23件	25件	26件	29件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合			45.5%	45.1%	29.8%	65.0%	69.0%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数			5件	5件	2件	0件	3件
独立行政法人等	建築物の建築に係る設計業務総数			130件	169件	198件	262件	123件
	プロポーザル方式の実施件数						184件	61件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	233件	252件	94件	119件	110件	152件	40件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合			72.3%	70.4%	55.6%	82.6%	65.6%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数			86件	132件	223件	219件	80件
合計	建築物の建築に係る設計業務総数			196件	220件	282件	433件	210件
	プロポーザル方式の実施件数						224件	103件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	276件	307件	124件	142件	135件	178件	69件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合			63.3%	64.5%	47.9%	79.5%	67.0%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数			91件	137件	225件	219件	83件

※平成 20 年度から 24 年度は「建築の新築に係る設計業務」、平成 25 年度以降は「建築の建築（新築、増築等）に係る設計業務」

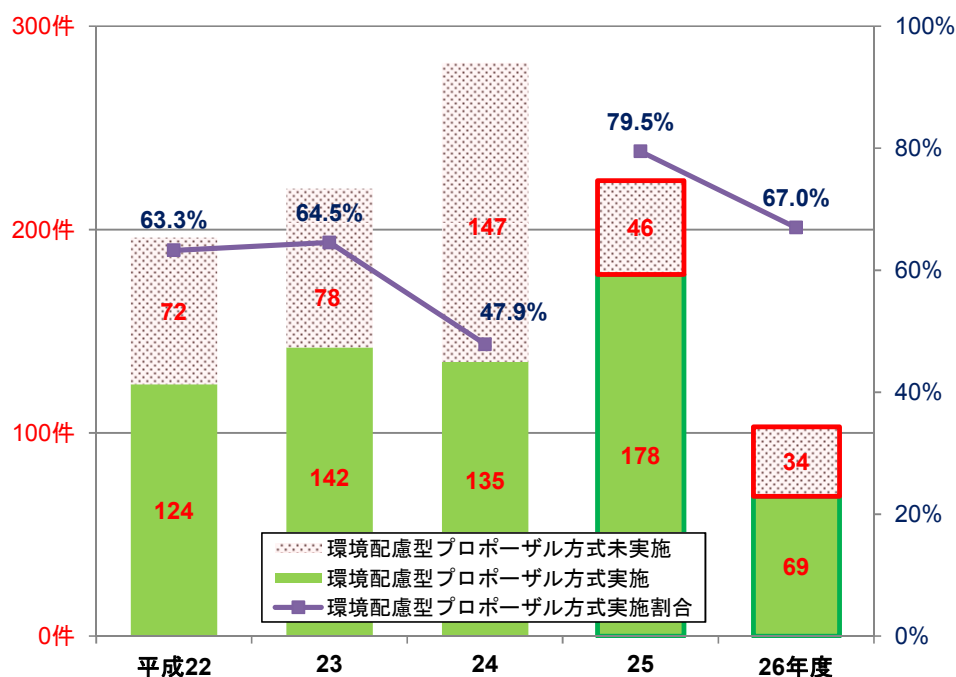


図5 環境配慮型プロポーザル方式の実施状況の推移

※「未実施の件数」は、平成 22 年度から 24 年度においては総数から実施件数を差し引いて算出。平成 25 年度以降は「プロポーザル方式を実施したが、環境配慮型プロポーザル方式は未実施」の件数

(2) 環境配慮型プロポーザルの未実施の理由

平成 22 年度から 26 年度において環境配慮型プロポーザルを実施しない理由を示したものが、表 8 である。

表8 環境配慮型プロポーザルを実施しなかった理由

環境配慮型プロポーザル方式未実施の理由	平成22	23	24	25	26年度
ア) 極めて高度な特定の機能に対する要求性能が温室効果ガス等の排出削減に優先する事業	6	7	4	28	7
イ) 設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業	24	23	78	152	93
ウ) 宿舍等で一連の施設群に対し最初の設計を基に連続的に設計を行う事業	16	14	11	16	2
エ) 特段の事情により採択できない理由を事前に公表している事業	0	0	0	1	0
オ) その他	62	64	125	53	39
合 計	108	108	218	250	141

平成 26 年度においては、「設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業」が 93 件で全体の 66.0%と約 2/3 を占めている。次いで、「その他」が 39 件で全体の 27.7%となっている。「その他」としては、以下のような事由があげられている。

- 増築施設は、既存の施設に接合させ増築するもので、既存のものと一体的な建築内容とする必要があったため
- 小規模な施設であり、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業と判断されるため
- 設計・施工一括方式で総合評価落札方式により発注している。評価項目として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求めている
- 比較的規模の小さい建築物の設計が多く、温室効果ガス等の排出の削減について設計上の提案の余地が乏しい
- 災害復旧事業のため原型復旧が原則となることから実施していない

6. 産業廃棄物処理に係る契約

平成 25 年度より新たに追加された契約類型である産業廃棄物処理に係る契約の国及び独立行政法人等における締結実績、取組状況等については、以下のとおり。

(1) 契約締結実績及び取組状況

平成 26 年度における国及び独立行政法人等の産業廃棄物処理に係る契約締結実績は、表 9 のとおりである。また、平成 25 年度及び 26 年度の契約実績の状況は、図 6 及び図 7 のとおりである。

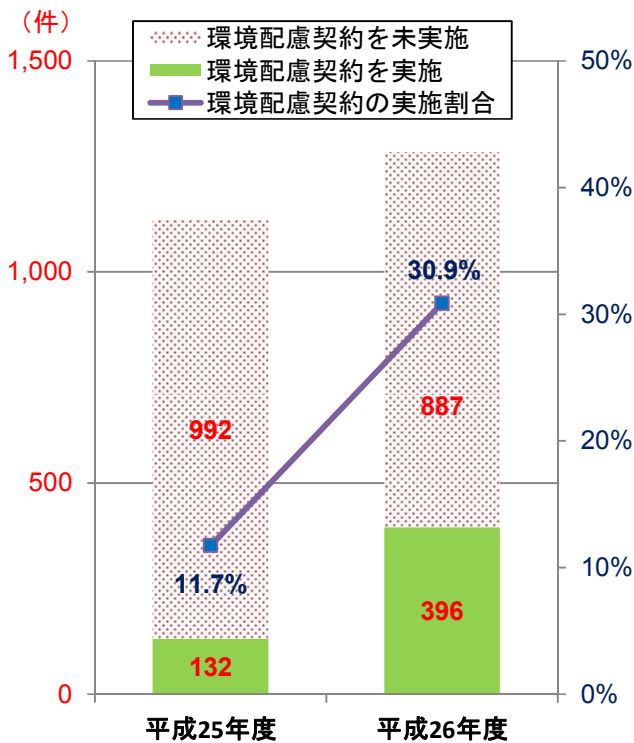


図6 環境配慮契約の実施状況（件数）

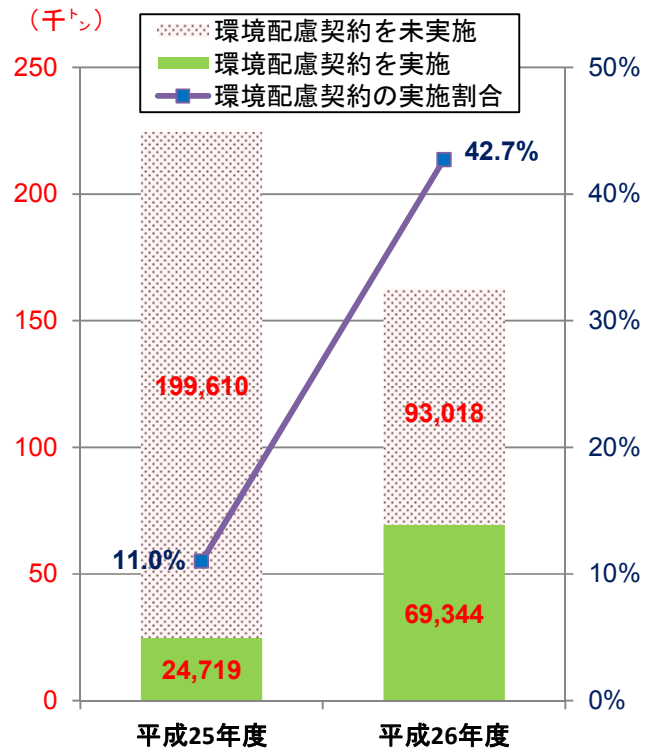


図7 環境配慮契約の実施状況（産業廃棄物量）

環境配慮契約（裾切り方式による入札）の実施状況をみると、契約件数では平成25年度の環境配慮契約の実施割合は11.7%であったが、26年度には30.9%と大幅に伸長した。産業廃棄物量全体についてみると、環境配慮契約の割合は、平成25年度の11.0%から26年度の42.7%へと処理量でも4倍近くの増加となった。

（2）環境配慮契約未実施の理由

環境配慮契約未実施の理由としては、以下のような事由があげられている。

- 契約の締結が急を要するものであったため
- 裾切り方式による入札を行うための体制が未整備であったため
- 業者への配布が間に合わなかったため
- 裾切方式を実施することにより競争参加者が僅少であると予測されたため
- 一定の競争性を確保するのが難しくなるため。
- 環境配慮契約に対応した事業者が近隣にないため
- 応札可能業者が少数であり、十分な競争性を確保できないため
- 競争性の確保が困難であるため、中小企業の受注機会の確保
- PCB 廃棄物の処理のため受託業者が特定されているため
- RI 廃棄物の集荷のため受託業者が特定されているため

表9 平成26年度における産業廃棄物処理に係る契約締結実績（契約件数・産業廃棄物量）

			総数（合計） ※入札（裾切り方式）によらない場合を含む (a)	入札（裾切り方式）を実施した件数 (b)	競争入札（裾切り方式は未実施）を実施した件数 ◎	随意契約を実施した件数 (d)	環境配慮契約割合 (b) / (a)
件数（件）	国の機関	収集運搬	86	9	54	23	10.5%
		処分業	145	13	42	90	9.0%
		収集運搬+処分業	506	135	319	52	26.7%
		総数	737	157	415	165	21.3%
	独立行政法人等	収集運搬	111	59	35	17	53.2%
		処分業	120	55	26	39	45.8%
		収集運搬+処分業	315	125	132	58	39.7%
		総数	546	239	193	114	43.8%
	合計	収集運搬	197	68	89	40	34.5%
		処分業	265	68	68	129	25.7%
		収集運搬+処分業	821	260	451	110	31.7%
		総数	1,283	396	608	279	30.9%
産業廃棄物量（予定を含む） （ト）	国の機関	収集運搬	5,446	777	3,885	785	14.3%
		処分業	4,125	409	2,438	1,278	9.9%
		収集運搬+処分業	30,551	11,466	16,339	2,745	37.5%
		総数	40,123	12,652	22,663	4,807	31.5%
	独立行政法人等	収集運搬	17,089	11,326	5,405	358	66.3%
		処分業	14,777	10,622	3,502	654	71.9%
		収集運搬+処分業	90,373	34,743	50,446	5,183	38.4%
		総数	122,239	56,692	59,353	6,195	46.4%
	合計	収集運搬	22,536	12,103	9,290	1,143	53.7%
		処分業	18,903	11,031	5,940	1,932	58.4%
		収集運搬+処分業	120,923	46,210	66,786	7,928	38.2%
		総数	162,362	69,344	82,016	11,002	42.7%

注：産業廃棄物量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある